



福井労働局発表
平成27年11月19日(木)

【照会先】

福井労働局職業安定部職業安定課

課長 毛利 告

課長補佐 森下 歩

電話 0776-26-8609 (内線 5202)

報道関係者 各位

勝山市と福井労働局との雇用対策協定の締結について

このたび、勝山市（山岸正裕市長）と福井労働局（加藤滋穂局長）は、「勝山市地方創生総合戦略」に掲げる人口減少及び雇用問題に係る諸施策の他、国と市が行う雇用対策を総合的、効果的かつ一体的に実施することにより、地域振興、活力あるまちづくり及び地域住民の雇用の安定等を目指して、北陸三県では初めての「雇用対策協定」を締結することとなりました。

つきましては、雇用対策協定の締結式を下記のとおり執り行いますので、ご案内します。

記

- 1 日 時 平成27年11月24日（火）13時～
- 2 場 所 勝山市教育会館2F 特別室
- 3 出席者 市長、副市長、労働局長、労働局職業安定部長、
大野公共職業安定所長 等
- 4 その他 協定内容等詳細は別添のとおり

◎記者提供資料

【表題】

勝山市と福井労働局との雇用対策協定の締結について

【目的】

勝山市と厚生労働省福井労働局が、相互に密に連携して、「勝山市地方創生総合戦略」に掲げる人口減少及び雇用問題に係る諸施策の他、国と市が行う雇用対策を総合的、効果的かつ一体的に実施することにより、地域振興、活力のあるまちづくり及び地域住民の雇用の安定等を目的としています。

【協定の主な内容】

- 1 勝山市地方創生総合戦略に掲げる人口減少及び雇用問題に対応するため、主に「U・Iターンの促進」及び「子育てしながら働く女性への支援」の取組みを勝山市と福井労働局が総合的、効果的かつ一体的に推進します。
- 2 具体的な取組み内容等については、勝山市と福井労働局で組織する運営協議会で協議・策定します。
- 3 施策の推進にあたっては、その円滑な推進に向け、相互が必要な人員や経費等の確保に努めるほか、相互に必要な要請を行えることとしています。
- 4 この協定は、締結する日から実施し、勝山市地方創生総合戦略の対象期間である平成31年度末までを有効期間としています。

【協定のメリット】

- 1 地域の雇用問題について、国と自治体が連携・協力して取組む課題が整理でき、共通認識を持つことができること。
- 2 上記の課題に対して、国と自治体がそれぞれ責任を持って取組む事項や連携して取組む事項を明確にして、各種の対策を一体的に実施することができること。
- 3 協定で定めた事項を達成するために、国と自治体で日常的・継続的に連絡調整を行う枠組みをつくり、実務的な連携を強化できること。
- 4 協定の締結により、労働局・ハローワークの業務に自治体の意向が反映され、これまで以上に密な連携を図れること。

【全国の協定締結状況】

平成27年10月23日現在、44自治体（18都道府県、25市、1町）と全国の各労働局が雇用対策協定を締結しています。